

第51回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成25年6月25日(火)

午前9時33分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部正嗣	2 山崎登久昭	3 多田靖志	4 阿部儀信	5 似田貝順一
6 菊池次男	7 白岩正義	8 佐々木豊子	9 昆野征策	10 佐々木恵美子
11 菊池敦子	12 江川幸男	13 綱木秀治	14 菊池正明	15 新田佐悦
16 佐々木収一	17 菊池昇	18 太田代良市	19 松田欣一	20 菊池一勇
21 古屋敷徳夫	22 齋藤晴夫	23 奥寺晴夫	24 森川亦	25 白金英子
26 細川幸男	27 君崎敬孝	28 菊池政實	29 菊池孝	30 濱田平八郎
31 北湯口進				

欠席届出 26番 細川幸男委員

遅刻者 13番 綱木秀治委員、31番 北湯口進委員

早退者 15番 新田佐悦委員(10時50分退室)

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長兼農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地専門委員会に付議した事項について

報告第3号 全国農業委員会会長の報告について

報告第4号 市町村農業委員会会長研修会の報告について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第17号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第20号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第8 議案第21号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

6 協議事項

協議第1号 平成25年度農地の日の取り組みについて

7 その他

8 閉会

事務局長	<p>(午前9時33分)</p> <p>会長が都合により遅れております。こちらに向かっており、間もなく到着とのことですが、時間となりましたので、その間、会長職務代理者の進行にて総会を進めさせていただきます。なお、会長の挨拶は到着次第いただくことといたします。</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>ただ今、事務局長よりご説明ありました通り、議長が遅れるということで、到着まで進行を務めさせていただきます。</p> <p>これより、第51回遠野市農業委員会総会を開会いたします。会長のご挨拶は、到着次第いただきたいと思っております。本日の議案は7件、協議事項が1件です。慎重にご審議をお願いします。</p>
会長職務代理	<p><b>【開 会】</b></p> <p>本日の出席委員は31名中28名出席であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。</p> <p>欠席の届出は、26番細川幸男委員、遅延の届出は、13番綱木秀治委員、31番北湯口進委員であります。</p>
会長職務代理	<p><b>【農業委員会憲章朗唱】</b></p> <p>議事日程に入るに先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。</p> <p>先唱を、19番松田欣一委員をお願いいたします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
事務局長	<p>会長が到着なさいました。</p>
議長	<p>おはようございます。避けられない用事がありまして、遅れてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、一言ご挨拶を申し上げます。まず、お忙しい中こうして早い時間からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。このところ暑い日が続いております。最近様々な会議がございまして、先日は私が用事で出向けないということで、職務代理に、県の農業委員会会長研修会へ出席していただきました。これについては後ほど報告があると思っております。5月には東京へ、全国農業委員会会長会のため行って参りましたし、農協の懇談会などへ行って参りました。</p> <p>TPPについてはご承知の通りでございますが、まず7月末には本決まりになってしまうのではないかとこの状況でございます。農業委員会系統といたしましては、とにかく断固反対、阻止しようという方向で考えております。参議院選もあるわけですが、農協の会長に聞きましたところ、農協では、とにかくTPP反対の候補者でなければ推さないという強い姿勢を表しておりました。我々は特に、こういう形で行こうといった具体的な進め方は今のところございませんが、TPPに関しては断固反対であるという気持ちで進んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>今日は総会のあとに研修会があり、午前中はかかるかもしれませんが、こういう時期ですので時間をかけずスムーズに進めていきたいと思っております。簡単ですが挨拶とさせていただきます。</p>
議長	<p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>次に、事務事業経過報告を、事務局長をして報告いたします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会の事務事業経過について、報告いたします。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告</p>

	について、事務局から報告いたさせます。
事務局 長	はい、議長。それでは、報告第1号についてご説明します。議案書1ページをお開きください。専決処分の報告書であります。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	次に、報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について農地専門委員会委員長から報告いたします。
農地専門 委員 長	はい、9番昆野です。報告第2号について説明いたします。 (以下「農地専門委員会に付議した事項について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	はい、農地専門委員長より報告がございました。専門委員会の皆様、ご苦勞様でございました。 次に報告第3号、全国農業委員会会長の報告について、私から報告いたします。 (以下「全国農業委員会会長の報告について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	次に、報告第4号、市町村農業委員会会長研修会の報告について、会長職務代理者から報告をお願いします。
会長職務代 理	はい、30番濱田でございます。報告申し上げます。 (以下「市町村農業委員会会長研修会の報告について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	はい、ご苦勞様でした。
議 長	<b>【議事日程】</b> これより本日の議事日程に入ります。
議 長	<b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認め、議事録署名人に20番菊池一勇委員、21番古屋敷徳夫委員、会議書記に事務局小倉匠君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。  次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。
農地係 長	はい、それでは議案総括表の説明をいたします。2ページをお開きください。 (以下「第51回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略) 以上です。
議 長	<b>【日程第2】</b> 日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定等については、現地確認の説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。

農地係長	<p>はい、議案第15号について説明いたします。</p> <p>1番。 借人。綾織町、[REDACTED]。貸人。土淵町、[REDACTED]。 土淵町2筆、3,100㎡。賃貸借です。</p> <p>2番。 借人。上郷町、[REDACTED]。貸人。同所、[REDACTED]。 上郷町1筆、1,762㎡。農業者年金受給による使用貸借権の設定です。 1番の借人は、濁酒の製造に自己が生産した米により製造することとされていることから、増産するため借り受けるものです。 2番、貸人は農業者年金受給のため、後継者である子に貸付けるものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。 土淵町、お願いします。</p>
4番委員	<p>4番阿部です。地区担当委員3名と事務局1名で行って参りました。これは、どぶろくを作るための酒米を[REDACTED]で作るんだそうです。なんら問題はないことを確認しました。終わります。</p>
議長	<p>現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。なお、発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、親子間の贈与については、現地確認の説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、それでは議案第16号を説明させていただきます。</p> <p>1番。 受人。上組町、[REDACTED]。渡人。大工町、[REDACTED]。 土淵町1筆、1,203㎡。売買です。</p> <p>2番。 受人。上郷町、[REDACTED]。渡人。釜石市、[REDACTED]。 上郷町1筆、1,008㎡。贈与です。</p> <p>3番。 受人。上郷町、[REDACTED]。渡人。同所、[REDACTED]。 上郷町10筆、26,196㎡。生前贈与です。</p> <p>4番。 受人。宮守町、[REDACTED]。渡人。同所、[REDACTED]。 宮守町1筆、2,824㎡。生前贈与です。</p>

	<p>5番。          受人。宮守町、[REDACTED]。渡人。遠野町、[REDACTED]。          宮守町2筆、536㎡。売買です。</p> <p>1番、譲受人は、自己の農地に隣接する農地を要請し、買い受けするものです。          2番、譲受人は現在、叔母である譲渡人から農地を使用貸借により耕作していましたが、今回要請し、贈与されるものです。          3番・4番は、後継者の子に生前贈与するものです。          5番、譲渡人は平成20年に当該農地を相続しましたが、遠野町に居住しており耕作不便のため、譲受人の要請により売り渡すものでございます。          農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えられます。          以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。土淵町、お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>はい、5番似田貝です。これは、場所については岩手アパレルの斜め向かいなわけですが、隣接している畑になります。[REDACTED]ですが、日曜菜園をやっているものです。そこで現地確認いたしまして、何も問題が無かったことを報告いたします。</p>
議 長	<p>はい。それでは上郷町、お願いします。</p>
1 6 番 委 員	<p>はい、16番佐々木です。事務局職員1名と地元の農業委員3名で現地確認しました。この許可を受けようとする家は、ハウスを張ってあるのですが、10アール部分が間にありまして、その10アールのほうにもハウスが建って、野菜などを栽培しております。その分を譲られれば、作業をするのに大変便利だということでした。周囲の皆さんについても、誰にも迷惑がかかることは無い、ということも確認いたしました。          以上です。</p>
議 長	<p>はい。次に宮守町宮守、お願いします。</p>
2 7 番 委 員	<p>27番です。簡単に現地確認の説明をさせていただきます。6月17日に、事務局1名と農業委員1名の2名で、確認しております。現地については事務局職員の[REDACTED]の宅地の前でございまして、現在、転作された土地でございまして、隣接する所有者の要請によって、譲り渡しという形でございまして、特に問題は無いと判断しております。          以上です。</p>
議 長	<p>はい、それぞれご苦労様でした。現地確認の結果について説明がございました。これより質疑に入ります。          質問のある方は発言願います。          ございませんか。          (「なし」の声あり)          発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。          お諮りいたします。          議案第16号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。          (「異議なし」の声あり)          ご異議なしと認めます。          よって、議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】          日程第4、議案第17号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。</p>

<p>農業振興係 長</p>	<p>なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみを説明いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第17号について説明いたします。</p> <p>1番。 借人。松崎町、[REDACTED]。貸人。中央通り、[REDACTED]。 松崎町1筆、3,018㎡。賃貸借です。 続いて8ページですが、利用権設定、こちらは農地所有代理者事業でございます。</p> <p>3番。 借人。小友町、[REDACTED]。貸人。小友町、[REDACTED]。 小友町1筆、671㎡。賃貸借です。</p> <p>4番。 借人。小友町、[REDACTED]。貸人。神奈川県、[REDACTED]。 小友町10筆、9,689.91㎡。賃貸借です。</p> <p>5番。 借人。小友町、[REDACTED]。貸人。静岡県、[REDACTED]。 小友町4筆、3,892㎡。賃貸借です。 3番は規模拡大交付金の対象、4番・5番は農地集積協力金の対象となっております。 めくっていただきまして、9ページ。所有権移転です。</p> <p>1番。 買受人。附馬牛町、[REDACTED]。売渡人。附馬牛町、[REDACTED]。 附馬牛町1筆、2,785㎡。売買です。 現在、買受人が売渡人から賃貸借で使用しておりますが、今回要請して、買い受けることになったものです。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第17号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第17号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第5】 日程第5、議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい、議案第18号について説明いたします。</p> <p>1番および2番について、 申請人。附馬牛町、[REDACTED]。 1番。附馬牛町1筆、5,233㎡。植林です。 2番。附馬牛町1筆、472㎡。絵画展示場の建築です。</p> <p>3番。 申請人。松崎町、[REDACTED]。 松崎町2筆、448㎡。一般個人住宅です。</p> <p>4番。 申請人。松崎町、[REDACTED]。 松崎町1筆、46㎡。一般個人住宅です。</p> <p>1番・2番は、自宅付近に絵画の常設展示場を建築するとともに、展示場の周囲に植林</p>

	<p>するものです。</p> <p>申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>3番、本申請は、先月の総会で事業計画変更が承認されたものであります。</p> <p>申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>4番、本申請は、一般個人住宅の建築をするものです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得ることから、転用に問題は無いものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。</p> <p>附馬牛町、お願いします。</p>
15番委員	<p>15番新田です。当日は、職員1名と私ども3名で確認しました。まず問題は絵画展示場ということで、建物を建てるわけでございます。周囲に影響があるのか、どうなのかということを確認いたしました。それについて何ら問題は無いということ、私どもで見て参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。続いて松崎町、お願いします。</p>
28番委員	<p>はい。28番菊池政實です。当日は、地区担当委員4名と事務局1名で確認いたしました。事務局のほうから説明ありました通り、何ら問題は無いというふうに判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番綱木です。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
13番委員	<p>1番の件ですが、展示する絵はご自分で描いたものなのですか。</p>
議 長	<p>現地確認担当者、お願いします。</p>
15番委員	<p>はい。実は■■■さんという方は、15年ほど前に、東京のいわゆるど真ん中の千代田区から来ていて、農地を買ったということで、絵の展示だけをしているということでございました。収入はどうなっているかと本人から伺いましたところ、絵の販売はしません、と。それから広告収入が数社からあるということです。以上です。</p>
議 長	<p>はい。13番委員、絵画は自分で描いているそうです。よろしいですか。</p>
13番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
27番委員	<p>よろしいですか。</p>



議長	はい、どうぞ。
27番委員	これは■■■■さんかどうか分かりませんが、何年か前に贋作の作家さんの話がありました。つまり宮守のほうに、その贋作の絵を展示する絵画館を作りたいという話があったのはこちらの方ではありませんか。その後の経過は分かりませんが、先ほどの話を聞く限りでは、絵の売買はしていないということですし、あの場所に絵画展示場を作って、一般に公開するという解釈で良いのか、確認させてください。
議長	それでは担当委員は、皆さんに分かるよう具体的な説明をお願いします。
15番委員	分かりました。まず質問に対しては、こちらは別の方です。私は当時たまたま農協におりまして共済課長だったからですが、そのお話しの方のところで火災が起こったわけですが、保険の掛け金が2回かそこらでの火災だったため問題になり、警察から支払を止められた経緯がありました。今回のこちらの方は、15年前に引っ越して来られた別人ということになります。私の家の近くです。
議長	よろしいですか。
27番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。 （「なし」の声あり） それでは発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第18号は原案のとおり「可」することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第18号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第6】 日程第6、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	はい。それでは、議案第19号について説明させていただきます。 1番、2番。 譲受人。松崎町、■■■■。 譲渡人。1番、盛岡市、■■■■。遠野町1筆、189㎡。 2番、中央通り、■■■■。遠野町1筆、318㎡。 一般個人住宅です。売買です。 3番、4番。 譲受人。綾織町、■■■■。 譲渡人。3番、綾織町、■■■■。綾織町1筆、3,220㎡。 4番、綾織町、■■■■。綾織町1筆、355㎡。 資材置場です。売買です。 5番。 譲受人。北上市、■■■■。譲渡人。附馬牛町、■■■■。 附馬牛町1筆、504㎡の内377.5㎡。仮設作業場です。一時転用の使用貸借です。 6番。 譲受人。神奈川県横浜市、■■■■。譲渡人。松崎町、■■■■。 松崎町2筆、64㎡。通路です。贈与になります。

7番。

譲受人。東京都千代田区、[redacted]。譲渡人。青笹町、[redacted]。松崎町3筆、2,101㎡。衣料品小売店舗です。賃貸借です。

8番。

譲受人。宮守町、[redacted]。譲渡人。青笹町、[redacted]。青笹町1筆、499㎡。一般個人住宅です。贈与です。

9番、10番、11番。

譲受人。青笹町、[redacted]。

譲渡人。9番、青笹町、[redacted]。青笹町1筆、782㎡の内123㎡。仮設通路です。

10番、青笹町、[redacted]。青笹町1筆、1,243の内231㎡。仮設通路です。

11番、青笹町、[redacted]。青笹町1筆、4,645㎡。黒土採取です。

一時転用の使用貸借です。

12番。

譲受人。宮城県岩沼市、[redacted]。譲渡人。青笹町、[redacted]。

青笹町1筆、300㎡。一般個人住宅です。使用貸借です。

13番。

譲受人。東京都港区、[redacted]。譲渡人。盛岡市、[redacted]。

上郷町3筆、2,261㎡の内447㎡。仮設作業場及び仮設資材置場。一時転用の使用貸借です。

14番。

譲受人。宮守町、[redacted]。譲渡人。同所、[redacted]。

宮守町1筆、580㎡。農家住宅です。贈与です。

1番、2番。譲受人は、現在の借家が手狭になったため、一般個人住宅を建築するものです。生活雑排水は、浄化槽で処理後、地下浸透柵の設置により処理することとします。

申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。

3番、4番。譲受人は、震災後事業が増加し建設用仮設資材置場が不足したため、資材置場を整備するものです。

なお、申請地は平成25年5月7日付けで農振農用地からの除外が決定されており、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。

5番。申請人は、携帯電話用無線基地局を設置するための建設用作業場に使用するため、一時転用するものです。申請地は、農業振興地域の白地であります。

6番。譲受人は、申請地に隣接する宅地に住宅を建築するための通路に転用するものであります。申請地は、特定土地改良事業等を実施した農地であることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、今回建築する住宅建築と同一の事業であることから、転用に問題は無いものと考えます。

7番。申請者は、店舗を建築し衣料小売店に転貸するものであります。申請地は、国道沿いに商業施設が連担する街区の農地であり、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。

8番。申請者は、現在の借家が手狭であること、大船渡市に独居生活している母と同居する予定であり、隣接地に住む叔父(母の弟)から土地を譲り受け、一般個人住宅を建築するものです。

なお、申請地は平成25年5月7日付けで農振農用地からの除外が決定されており、JR青笹駅から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得ることから、転用に問題は無いものと考えます。

9番、10番、11番。申請者は、東日本大震災で被災した陸前高田市の復興基盤整備に使用する黒土採取及び仮設通路とする一時転用です。申請地は、特定土地改良事業等を

	<p>実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。</p> <p>黒土採取後は、採取前に表土を20センチメートル剥ぎ取り申請地内に保管し、有材土で埋め戻し、0.2メートルから2メートルほど低くなりますが、丘陵上の農地が通作道より低くなることで耕作条件が改良される見込みであることから、転用に問題は無いものと考えます。</p> <p>12番。定年退職後、申請地の所有者である姉から土地を借り受け、一般個人住宅を建築するものです。生活雑排水は、浄化槽で処理することとなっております。</p> <p>なお、申請地は平成25年5月7日付けで農振農用地からの除外が決定されており、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>13番。譲受人は、[REDACTED]の携帯電話用無線基地局を設置するための建設用作業場に使用するため、一時転用するものです。申請地は、農振農用地です。</p> <p>14番。譲受人は、現時の住宅が老朽化したので、農家住宅を建築するものです。なお申請地は、平成25年5月7日付けで農振農用地からの除外が決定されており、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。遠野町、お願いします。</p>
24番委員	<p>はい。24番森川です。当日は、事務局1名と委員2名で現地確認をいたしました。位置ですが、遠野市市営住宅から50メートルくらい山際へ入ったところで、まわりは住宅が点在しております。農業に与える影響としましては、土地の周囲の構成は、舗装道路が二面と、一方は法面であり、他の項目は満たしております。なんら問題はないということを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。綾織町、お願いします。</p>
1番委員	<p>1番阿部です。17日に、事務局と地元委員とで、現地を確認して参りました。昨年度の農地専門委員会で、転用の際に、こちらの現地を確認に行って参りましたが、その時点で問題はなく、今回の売買も問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>はい。では続きまして附馬牛町、お願いします。</p>
15番委員	<p>はい、15番新田です。当日は事務局1名と私ども3名で現場を確認しました。これはいわゆる[REDACTED]のアンテナで、鉄塔を建てるための作業場と資材置場ということです。周囲に問題があるかどうかを確認いたしました。なんら問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>はい、続いて松崎町、お願いします。</p>
28番委員	<p>28番菊池です。17日に担当委員4名と事務局1名で、現地確認いたしました。6番の通路の使用目的ですが、これは従来から使われていたものをそのままにしていたもので、今回の転用申請ということになります。</p> <p>7番につきましては、場所としてはヤマダ電機の東側になります。ベビー服が主な商品ということです。周囲に与える影響は無いということを確認しましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>続いて青笹町、お願いします。</p>
14番委員	<p>はい、14番菊池です。当日は、事務局1名、担当地区委員2名で、現地を確認して参</p>

	<p>りました。</p> <p>8番の案件ですが、青笹駅から西へ約300メートルの場所にあります。現地は現在、宅地が3件建っており、それに隣接する一部の土地改良区内の土地であります。親族への贈与ということで、まわりは道路・上水道も通っており、なんら問題が無いことを確認いたしました。</p> <p>9番10番11番の案件は、青笹の六角牛病院の西側300メートルの、草地の中にある土地です。現況も草地となっております。一時転用ですので、そのあとまた、草地に戻すということです。周りからの同意書も得られており、工事に関して何ら問題は無いことを確認いたしました。</p> <p>12番の案件ですが、この方は退職されて、出身地の実家の隣に家を建てるため申請されたものです。子供がいないということで、この方の母親も健在でありますので、傍に家を建て、退職後は一緒に過ごしたいということで、今回の申請になっております。まわりはすべて■■■■さんの土地で、その宅地に接するところに一人暮らし用の一般住宅が建つという内容の申請であります。これについて何ら問題は無いことを確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>続いて上郷町、お願いします。</p>
16番委員	<p>はい、16番佐々木です。当日、事務局職員1名と地元農業委員3名で、現地確認をいたしました。この場所に■■■■のアンテナを建てるということです。敷地内の片隅で、裏通りですので、作業する際に周りへ迷惑がかからないことを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>続いて宮守町鱒沢、お願いします。</p>
17番委員	<p>はい、17番菊池です。当日は、事務局職員1名と該当地区の委員3名で、現地確認を行いました。場所は迷岡地区になります。現地を説明いたしますと、市道を鱒沢小学校から入って下宮守、宮守中学校の鹿込に出る街道の部分の、鱒沢を超えて峠から250メートルくらい行った右手になります。農家の長男坊が、父親から贈与を受けて農家住宅を建築するものです。雨水と家庭雑排に関しましては、合併浄化槽を設置するという事で、市道のすぐわき、現時点では現住宅の前になりますが、草地です。雨水と合併浄化槽の処理は、その市道に敷設されているU字フレームに出して処理される形になります。また、建築場所は■■■■家の農地の真ん中になりますので、隣接する方々に一切の影響が無いことも確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第20号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい。議案第20号について説明いたします。</p> <p>1番。</p>

	<p>願出人。綾織町、[REDACTED]。 綾織町1筆、117㎡。 平成3年頃に日影墓地管理組合が管理小屋を建築し、現在に至っております。農地法の手続きが必要であることを知らなかったもので、調査し雑種地であることを確認しております。 2番。 願出人。宮守町、[REDACTED]。 宮守町1筆、534㎡。 昭和61年に作業小屋を建築し、また、敷地を宅地敷きとして利用し、現在に至っております。農地法の手続きを知らなかった、ということです。現在は宅地であることを確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明あった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。綾織町、お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1番阿部です。場所は筑波ダイガストから西へ200メートルほど行ったところに位置し、国道283号線の、小高い道路がやや盛り上がったところから、山手のほうへ上がって行った山の際になります。ここに墓地がありまして、けっこう傾斜がきついところでした、そこの[REDACTED]の土地の一部に管理小屋を建てたということで、確認いたしました。周辺も[REDACTED]の土地でありますので、雨水のみということで、なんら問題が無いことを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、続きまして宮守町達曾部、お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>はい、8番佐々木です。事務局1名と私と2人で確認いたしました。事務局と、宅地であることを認めて参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
6 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
6 番 委 員	<p>6番菊池です。1番の利用状況は管理小屋を建築とあるし、2番についても作業小屋を建築とあります。1番は雑種地となっておりますが、2番は宅地であると。雑種地というのは、どういうことなのでしょう。つまり、1番2番とも建物の建築地ですが、一方は雑種地、もう一方は宅地という、この違いは何でしょうか。</p>
議 長	<p>事務局、説明願います。</p>
農 地 係 長	<p>はい。1番の雑種地につきましては、管理小屋が建っているわけですが、その管理小屋の面積の占める割合が少なかったもので、宅地ではなく雑種地であると見て参りました。2番は作業小屋が建築されておりますので、これにつきましては宅地と判断いたしました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
6 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。 (「なし」の声あり)</p>

<p>議長</p>	<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第8】 日程第8、議案第21号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議案第21号について説明させていただきます。転用事業計画変更の申請でございます。 転用事業者。宮古市、[REDACTED]。継承者。釜石市、[REDACTED]。 松崎町、畑1筆、861㎡。 事業者の継承理由としては、不況により水道工事の受注が著しく減少し事業展開ができなくなったことにより、許可目的を達成することが困難となったため、希望者に転用事業を継承するものです。申請の事業計画ですが、事務所1棟、倉庫、資材置場を建築する予定でした。許可指令日は平成13年5月14日です。継承者の転用理由としては、東日本大震災で自宅が被災し、至急住宅を建築する必要があるため、転用事業者に代わって転用を希望するものです。一般個人住宅を建築する予定です。この事業につきましては、前事業者が計画を完成しておりませんので、継承承認をいただきまして、来月の総会にて改めて転用の申請が出されるものでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ただいま、事務局より説明がありました案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。松崎町。</p>
<p>28番委員</p>	<p>はい。28番菊池です。この案件の場所としては、昔の[REDACTED]の裏に農免道路がありまして、その間に軌道敷があり、その軌道敷が一間半くらの幅でずっとあり奥の方、北側に奥行が15メートルくらいあり、そこに住宅を建てるということです。事務局から説明がございましたように、来月に申請するというところでございまして、急きょ21日に事務局と地区担当4名で現地の確認をいたしました。逆に、よくあそこの土地を求めたものだなと思いますが、業者さんから委託をされて土地を確保しようという話がありまして、たまたま業者さんからその場所をいいですよということで、承認という結果になったものです。場所は分かりますでしょうか。今は別の業者が入っておりますが、昔の[REDACTED]です。裏に道路があって、その間です。ややカーブになったところなので、住宅を建てた場合の出入り等どうなのかなということもありますが、土地の有効利用という点では良かったかなというところであります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第21号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第21号は原案のとおりと決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本日の議事日程は終了いたしました。</p>

議長	<p>【協議事項】</p> <p>それでは協議事項に入ります。協議第1号、平成25年度農地の日の取り組みについてを協議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農業振興係長	<p>はい。平成25年度農地の日の取り組みについて説明いたします。別刷りのカラーの資料をご用意ください。先ほどの農地専門委員長のご報告と同じ部分もございます。</p> <p>(以下、『農地の日』の取り組みについて」資料説明により記載省略)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより協議に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p>
6番委員	<p>6番菊池です。この事ではありませんが関連があると思いますので、この場でお伺いいたします。去る6月12日に、農地法第30条第2項に規定する利用状況調査の実施について、前の日あたりに職員から電話で連絡がありました。そして当日、それに関わる説明文をいただきました。その中に、市が実施する耕作放棄地全体調査要領が、平成24年12月26日に改正され、農地法第30条に規定する利用状況調査は市と農業委員会が合同で実施することとなった、とあります。つまり、この全体調査要領が平成24年12月26日に改正され、その場で、農業委員会と市が共同で実施することが決まったということのようです。このことについて、事前に会長のほうに協議か相談か、何かありましたか。</p>
議長	<p>はい。この調査をしたいという話がありました。</p>
6番委員	<p>いつですか。</p>
議長	<p>事前に、です。</p>
6番委員	<p>では、それを胸の内に閉まっておいたわけですか。私はこの文書を見て初めて知ったものですから。何も説明がありませんでしたので、確認ということで伺っております。</p>
議長	<p>実施に対しての説明ですか。調査をするということに対しての説明ですか。</p>
6番委員	<p>調査要領が改正になって、市と農業委員会が共同で実施するという事になった、と。これに縛られる理由が農業委員にありますか？</p>
議長	<p>協議の中で、共同で実施するという事に対して、縛られるも何もありません。それに向かってやっていくのが通常です。</p>
6番委員	<p>農業委員は、農業委員会等に関する法律に基づいて活動をするわけですよね。法律の中においては農地法が所掌上ですよね。農地法では何を言っているかということ、遊休農地に関する措置という事でしょう。耕作放棄地という言葉は出てきませんよ。</p>
議長	<p>ちょっと休憩に入ります。</p>
議長	<p>それでは会議を再開します。</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結いたします。</p>

協議第1号、平成25年度農地の日の取り組みについて、原案のとおりとすることといたします。

【その他】

その他に移ります。委員の皆様からその他、何かございませんか。  
（「なし」の声あり）  
ないようですので、事務局から。

議長  
農業振興係  
長

お配りしている資料を少し説明いたします。市のほうから職員録が届いておりますので、業務の参考にしていただきたいと思います。製本してお配りしております。それから、前回の総会で女性農業委員の業務検討会の報告がありましたが、それについて紙で欲しいというご要望がありましたので、お配りいたしました。お目通しいただきたいと思います。それから昨日ですが、2本、研修等が届きましたのでご案内いたします。1つ目は平成25年度第1回集落営農ステップアップ研修会、こちらは7月末で日程が書いてあります。出席なさる場合は7月10日までに事務局に連絡願います。ただし、移動などその他の手配はしませんので、各自で行っていただきたいと思います。もう一つ、東北北海道農業活性化フォーラムにつきましても同様でございます。こちらは会場が宮城県名取市になっており、7月31日までの報告ということで、こちら参加費・旅費等が発生しますが、すべて自己負担ということですので、参加したい方は事務局までご連絡くださるよう、お願いいたします。

もう1点、先週の金曜日あたりに届いたと思いますが、農業委員の県外視察研修というご案内が行っていると思います、明日までの報告期限となっておりますので事務局まで連絡くださるようお願いいたします。その際、乗車場所ですが、市民センターとか綾織地区センターとか表示しておりましたが、鱒沢のスガケンさんも含めたいと考えております。また、しらいしや支店につきましては民間の場所でございますので、利用なさる場合は地権者さんに各自で許可を取ってくださるようお願いいたします。市の施設に関しましては、こちらで許可を取っております。よろしくようお願いいたします。以上です。

【閉会】

以上をもちまして、第51回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。なお、11時30分から第3回の研修会を行いますので、その時間までにご着席願います。  
ご苦労さまでした。

（午前11時22分 閉会）

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月25日

遠野市農業委員 20番 \_\_\_\_\_

同 21番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議長